

研究データ保存要項

制 定 平成27年7月14日 所長決定

最終改正 令和 5年3月31日

核融合科学研究所研究データ保存・開示規則（平成27年3月25日26核研規則第4号）第5条の規定に基づき、研究データ保存の要項を次のように定める。

- 第1 学術雑誌に論文を投稿する場合、投稿責任者はNAISに論文情報を登録し、登録番号を取得する。
- 第2 論文が受理、掲載された場合、掲載後2週間以内に第3以下の研究データ保存手続きを行う。
- 第3 ディスク（リライタブルでない Blu-Ray）に原則1枚で収まるよう以下のファイルを保存する。
- （ア）提出者名、NAIS 登録番号、タイトル、著者、雑誌名、巻、ページ、発行年を記載したテキストファイル。
 - （イ）論文データ（下記のいずれか、又は複数）
 - ① ソースプログラム（シミュレーション研究）
 - ② 研究ノート（理論研究）
 - ③ オリジナルの写真等画像データ（材料、物性研究）
 - ④ LHD オリジナルデータのショットナンバーや計測名等使用したデータを同定できる情報（LHD 実験研究）
 - ⑤ 上記以外のオリジナルデータ
 - （ウ）論文のコピー（pdf 形式、出版された版、または出版社に送った最終版に近いもの）
- 第4 第2及び第3の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、別紙様式を作成のうえ、第8以下の手続きを行う。
- （ア）解説記事
 - （イ）レビュー論文
 - （ウ）第3（イ）④に規定する情報が記載されている論文のうち、論文データに第3（イ）①、②、③、⑤のいずれも含まない論文
- 第5 データは text, pdf, ポスクリプト, jpeg, gif, 等の特定のソフトウェアに依存しない汎用的形式とする。
- 第6 ディスクは同じものを2枚作成し、ディスク表面に油性ペンで登録番号を記載する。
- 第7 別紙様式を作成のうえ、ディスク正及び副を投稿責任者が所属するユニット長に提出する。
なお、総合研究大学院大学の学生が筆頭著者である場合には、主任指導教員を通じてユニット長に提出するものとする。
- 第8 ユニット長は内容確認後、別紙様式に押印（又は自署）のうえ、研究支援課に提出する。
- 第9 研究支援課は提出物を保管管理するとともに、リストの作成をする。なお、安全性を考慮して、提出物は2ヶ所に保管する。

第10 ディスクは研究系で用意する。

附 記

この手引きは、平成27年7月14日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 記

この手引きは、平成28年7月19日から実施する。

附 記

この手引きは、平成30年6月5日から実施する。

附 記

この要項は、令和2年11月10日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年12月13日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月6日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

研究データ保存情報

保存情報提出者	
NAIS 登録番号	
NAIS への NIFS リポジトリ登録用原稿アップロード有り／無し	
アップロードしない理由	
論文タイトル	
論文著者	
論文雑誌名	
巻, ページ, 発行年	
添付データディスクの有り／無し	
無しの場合の理由	
日付, 提出者名	年 月 日
日付, ユニット長署名 (自署の場合は押印不要)	年 月 日 印

【参考】

核融合科学研究所研究データ保存・開示規則（平成 27 年 4 月 1 日施行）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この規則において「研究データ」とは、研究所における研究活動の成果として発表された論文等（自らの研究活動に含まれない解説記事，レビュー論文等は除く。以下「論文等」という。）を作成するにあたって使用した資料（文書，数値データ，画像など）をいう。

（研究データの保存と開示）

第 3 条 論文等の投稿責任者は，論文等を発表した時は，速やかにその研究データを研究所に提出しなければならない。

2 研究所は，次条で定める保存期間の間，研究データを適切に保存・管理しなければならない。

3 研究所は，研究データの開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。

（研究データの保存期間）

第 4 条 研究所における研究データの種類と論文等発表後の保存期間は，次のとおりとする。

(1) ソースプログラム 10 年間

(2) 研究ノート 10 年間

(3) オリジナル写真 10 年間

(4) LHD オリジナルデータ 永久保存

(5) 前号以外のオリジナルデータ 10 年間

2 前項に該当しない研究データの保存を行う場合は，保存期間を 10 年間とする。